

平成 26 年度大学機関別認証評価から見える新潟大学の課題[†]

関 隆宏*

新潟大学経営戦略本部評価センター*

新潟大学は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関とする大学機関別認証評価を平成 26 年度に受審し、「新潟大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と評価された。あわせて、「改善を要する点」が 1 点、「改善することが望ましい点」が 2 点指摘された。一方、本学が提出した「自己評価書」では「改善を要する点」を 6 点挙げているが、これらは作成過程で絞った結果であり、他にも改善を要する点が存在する。本稿では、大学機関別認証評価の過程で明らかになった改善を要する点について報告する。

キーワード：大学機関別認証評価，自己評価書，改善を要する点

1. はじめに

新潟大学（以下「本学」という。）は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関とする大学機関別認証評価を平成26年度に受審した。認証評価の目的の一つに「大学の教育研究活動等の改善」があることを踏まえ、本学では、改善を要する点をできるだけ明らかにする姿勢で自己評価を行い、自己評価書を作成した。この過程で大小さまざまな改善を要する点が浮かび上がってきた。本学が提出した自己評価書では、他大学の評価結果の内容等を勘案して、より重要と考えられる「改善を要する点」を 6 点挙げるにとどめたが、このほかにも重要な改善を要する点も少なくない。

大学評価・学位授与機構による「平成26年度実施大学機関別認証評価評価報告書 新潟大学」（以下、「評価報告書」という。）において、「新潟大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と評価されたが、「改善を要する点」が 1 点、「改善することが望ましい点」が 2 点指摘されている。

自己点検・評価でも、第三者評価（国立大学法人評価や認証評価）でも、評価が終わると、得てして課題を忘れてしまいがちで、次の評価の際にその課題について何も改善されていない状況が十分に起こり得る。本稿では、平成26年度大学機関別認証評価を通じて明らかになった改善を要する点、すなわち新潟大学の課題について、評価報告書で指摘された点（3 節）、評価

報告書では指摘されなかったが自己評価書で指摘した点（4 節）、自己評価書作成過程で課題を認識したが最終的に自己評価書では指摘しなかった点（5 節）を報告し、それらの背景や今後の在り方等について考察する。

なお、本稿は筆者の個人的見解を述べたものであり、新潟大学、経営戦略本部評価センター、認証評価ワーキンググループの見解を述べたものではないことを注意しておく。

2. 大学機関別認証評価の概要

2.1. 認証評価制度

認証評価制度は平成16年4月より施行された。学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条に基づき、すべての大学は、国公私立の別を問わず、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関して、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられている。認証評価の目的として、①教育研究活動等の質の保証、②教育研究活動等の改善、③社会への説明責任の3点がある。

2.2 大学評価・学位授与機構における大学評価基準

本学が認証評価機関として選択した大学評価・学位授与機構における大学評価基準は以下の通りである。（基準の具体的内容は紙面の都合で省略する。）

- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 学習成果
- 基準7 施設・設備及び学生支援
- 基準8 教育の内部質保証システム
- 基準9 財務基盤及び管理運営
- 基準10 教育情報等の公表

これらの基準は、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、大学評価・学位授与機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されている。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設け、各大学はこの観点ごとに自己評価を行う。

なお、本学では、平成23年度より各学部・研究科等がこの「基本的な観点」の状況を自己点検・評価（3段階の評定及び特記事項を記載）する「学部・研究科等の現況チェック」を毎年度実施している。

2.3 大学評価・学位授与機構における評価のプロセス

各大学は、大学評価・学位授与機構が提示する「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成する。自己評価は、10の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに教育活動等の状況を分析し、記述する。また、優れた点、改善を要する点等を評価し、記述する。

大学評価・学位授与機構では、大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果を評価報告書として作成・公表する。

3. 評価報告書で指摘された改善を要する点等

3.1. 改善を要する点

本学の自己評価書では、改善を要する点の一つに「大学院課程において、改組や入学者選抜方法の改善等の取組を行っているものの、一部の研究科・専攻における入学定員充足率が低い状況が続いている。」を挙げている（基準4）が、評価報告書でも「大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。」が改善を要する点として挙げられている。

大学院の定員充足率の問題は、大学院を有する大学の大部分で指摘されており、この状況は認証評価の第

1サイクルから変わっていない。

一般的に言えば、大学院を魅力あるものにすることが第一であるが、入学志願者の動態を踏まえて大学院組織や入学定員の見直しをしない限り、この問題は解決することはないだろう。

3.2 改善が望まれる点

評価報告書には、以下の①と②の改善が望まれる点（原文のまま）が記載されている。

① 「学習の到達目標を明示し、成績評価はその達成度を評価するものという位置付けであることを明確にした「シラバスを作成する際のガイドライン」を定めているが、このガイドラインに沿っていないシラバスや内容的に不十分なシラバスが一部に見られ、シラバスの記載内容の充実を図る必要があり、改善が望まれる。」（基準5）

自己評価書においてもこれとほぼ同様の事項を「改善を要する点」として挙げているが、評価報告書では、全国の大学も似たような状況にあることを勘案して、「改善を要する点」ではなく「改善が望まれる点」として指摘している。

大学評価・学位授与機構が想定する「適切なシラバス」とは、中央教育審議会大学分科会「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年）で、シラバスに関する留意点として挙げた以下を満たすようなシラバスである。

- ・準備学習の内容を具体的に指示すること
- ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものに止まらないようにすること

本学の電子版シラバスは、概して上記の2点を満たしているとはいえない。実際、訪問調査時に評価委員から、①シラバスに準備学習の内容が具体的に指示されていない、②シラバスが履修登録時にしか使われておらず、平素の学習において活用されていないなどの指摘を受けている。また、自己評価書にも記載しているが、シラバスの精粗が見られることも問題であるという指摘も受けている。さらに、評価委員から以下の具体的な提案があった。

- ・シラバスのフォーマットに準備学習の項目を設定すること
- ・シラバスの内容をチェックする体制と、きちんとシラバスを書くようにするシステムを整備すること

今後、シラバスの実質化が求められることが予想さ

[資料・報告]

れ、その場合、認証評価でも今回以上に厳しく問われることになるだろう。その時になってあわてて取り組むのでは手遅れであるから、少なくとも上記の提案に早急に対応する必要がある。

② 「教育学研究科では修了生に身に付けさせるべき能力を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、他の研究科においても同様の学位授与方針を定めることが望まれる。」（基準5）

平成25年度に実施した「学部・研究科等の現況チェック」（2.2節参照）において、修了要件が学位授与方針であるという回答をする研究科が大多数だったが、修了要件は修了生に身に付けさせるべき能力を明示したのではないことから、注意喚起の意味で、4月段階の「自己評価書（案）」に、「すべての研究科において、教育プログラムとしての到達目標を明文化する必要がある。」を「改善を要する点」に記載した。ただ、このように記載すると、学位授与方針は定められていないようにも読み取れることから、提出版の自己評価書では記載しなかった。

しかし、訪問調査時に評価委員から、学位授与方針が定められていないという指摘を受けるとともに、入学者受入方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針の公表は近いうちに義務化されるので、学位授与方針の明文化を強く要請された。これを受け、平成26年度中にすべての研究科で学位授与方針を明文化し、平成27年4月にウェブサイト等に公表している。

4. 自己評価書で指摘した改善を要する点

自己評価書で本学が「改善を要する点」として挙げたもののうち、3節で述べていない事項、すなわち、評価報告書で指摘されなかった事項は、以下の①～④（原文のまま）である。

① 「学部学生に対し、授業時間外の学習を進めるための改善を進めているが、学生の授業以外の自習時間が不足している。」（基準5）

単位の実質化に関わって、自己評価書に学生の学習時間の状況について具体的に記載するよう、大学評価・学位授与機構から指示された。

平成22年度に大学教育委員会学生支援専門委員会が実施した「学生生活実態調査」（無作為に抽出された本学在籍の学部学生及び大学院学生を対象に、家庭状況、

住居・通学、収入・支出、アルバイト、課外活動、健康・悩み事、大学生生活、授業等について4年に1回調査され、報告書も公開されている。）によると、学部学生の授業以外の1日平均自習時間について、「ほとんどしない」8.0%、「30分未満」12.6%、「30分以上1時間未満」21.0%、「1時間以上2時間未満」28.4%で、合計70.1%（四捨五入の関係で、各選択肢の割合の和と合計の値は一致しない。）が2時間未満であることが明らかになった。なお、大学院課程については、一部の研究科を除いて授業時間外の学習時間に関する調査結果はないが、平成26年度実施の「学生生活実態調査」では、授業以外の1日平均自習時間について大学院学生も対象に加えて調査しており、新潟大学大学教育委員会学生支援専門委員会（2015）によれば、「ほとんどしない」3.4%、「30分未満」6.3%、「30分以上1時間未満」18.8%、「1時間以上2時間未満」27.1%で、合計55.6%が2時間未満であった。

また、「学部・研究科等の現況チェック」（2.2節参照）によれば、15週の授業時間の確保、CAP制の導入など、学習時間を確保するための取組はなされているものの、「学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するような工夫がなされている」ことがうかがえる回答をした学部・研究科は少数にとどまっていた。

そこで、自己評価書では、各学部・研究科における学生の主体的な学習を促す工夫・取組等について説明した文章と、授業評価アンケートにおける質問項目「時間外に自発的にこの授業について自学自習をした。」と「教員は課題を課すなど、学生自身が学習を進めるようサポートした。」で肯定的に回答した者の割合の変化（平成22年度と平成25年度）を根拠資料として付すことにした。評価報告書では「学生の学習時間は不足しているものの」という留保はついたが、「改善を要する点」には挙げられなかった。これも、全国の大学で同様の状況が見られるので、このような措置になったものと考えられる。

これに関連して、いくつかの問題がある。一つは学生の学習時間の把握である。平成22年度の「学生生活実態調査」では全学部から600人強のデータしかない。中央教育審議会大学分科会「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年）で、自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態把握を行い、単位制度の実質化の観点から、教育方法（卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方等も含む）の点

[資料・報告]

検・見直しを行い、質の向上を図ることが大学に期待される取組の一つとして示されている。これを踏まえると、「学生生活実態調査」のデータに基づいて大学全体の一般的傾向を示しただけでは、学習時間の実態把握が不十分であると言わざるを得ない。分野や学年の違いも勘案すれば、少なくとも学部・研究科別に学年別の学習時間の状況を示す必要がある。そのためには、「学生生活実態調査」とは別に、全学生の学習時間を把握する取組が必要である。自己点検・評価を行うだけの目的であれば、十分なデータ数の抽出調査でよいが、個々の学生に対する履修指導や学習支援を適切に行うことを含めて考えれば、各学生の学習時間の把握は重要である。その意味では、学部学生であれば「新潟大学学士力アセスメントシステム(NBAS)」の利用も検討に値するだろう。また、個別授業科目のレベルからも、授業評価アンケートにおいて、「時間外に自発的にこの授業について自学自習をした。」に対する選択肢を「あてはまる」「ややあてはまる」などの曖昧なものではなく、1回の授業当たりの自学自習時間を具体的に問う形(「まったくしない」、「30分未満」、「30分以上1時間未満」など)にすべきである。

もう一つは、学生の主体的な学習を促す方法の問題である。学生の自習時間を増加させるための取組を「大学として」どのような姿勢で行うのか明らかにする必要がある。その上で、学部・研究科において、学生の自習時間を増加させるための組織的な取組(例えば、学生の主体的な学習を促すための履修指導、シラバスを利用した準備学習の指示、レポート提出や小テストの実施、授業方法の工夫)を行い、その状況を対外的にしっかり説明できる必要がある。

② 「一部の研究科では、標準修業年限修了率も「標準修業年限×1.5」年内修了率も低い状況にある。」(基準6)

分野によって学位授与に対する考え方が異なるため、これらの率が低い研究科があるのは致し方ない。評価報告書では「改善を要する点」に記載されなかったが、これは、以前よりこれらの数値が上昇している、あるいは他大学との比較で極端に低くはないと判断されたためと考えられる。

③ 「教育の質の改善・向上に向けて様々なアンケート調査やFD等を継続的に行い、一定の成果を上げていることを確認できるが、さらなる質の向上に向けて、

教育の状況並びにその成果や効果を継続的かつ多面的に測定・評価するためのデータ分析・活用の充実に図る必要がある。」(基準8)

自己評価書では、教育の状況並びにその成果や効果を示す最低限の根拠資料・データしか示していない。特に、教育の成果や効果については、複数のデータを組み合わせて分析したり、必要に応じて詳細な分析を行ったりするなど、多面的な測定・評価を行う必要がある。

現在、NBASを用いて、個々の学生あるいは各主専攻プログラムの教育の状況並びにその成果を継続的に分析する取組を推進しているほか、学生の入学から卒業(修了)までを追跡するシステムの開発やIR推進室の設置など、組織としての教育の状況並びにその成果や効果に関するデータ分析を継続的かつ多面的に行う取組も始まりつつある。これらが軌道に乗れば、定期的な報告や各種評価における活用だけでなく、教育に係るデータに関する分析・活用能力を高めるFD・SDを行うなどの展開も考えられる。

④ 「学校教育法施行規則第172条の2で公表することが定められている事項に関連して、現在公表されている「研究者総覧」や「シラバス」の内容の充実に図る必要がある。」(基準10)

学校教育法施行規則第172条の2で公表することが定められている事項のうち、「各教員が有する学位及び業績」、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」について、「研究者総覧」に一部の教員の学位及び業績が公表されていない、あるいは公表されていても最新のデータがない、「シラバス検索」に一部の授業科目に関する情報が公表されていないなどの問題が自己評価書作成時に見られた。

自己評価書の作成過程でも呼びかけ、訪問調査時の指摘も踏まえ、入力を徹底させ、平成26年度末にはこれらの法令違反の状態を解消できたから、評価報告書で指摘されなかっただけのことである。担当部署ならびに各組織がしっかり管理し、入力を徹底させることも重要であるが、全教職員が法令遵守の意識をしっかり持つことも大切である。

5. 自己評価書で指摘しなかった改善を要する点

3節と4節では、評価報告書や自己評価書で示された改善を要する(または改善が望まれる)点を紹介し

たが、作成途中の「自己評価書(案)」に記載されていた「改善を要する点」のうち、重要なものを以下に述べる(4月時点の「自己評価書(案)」の原文のまま)。

① 「GPA制度が個人的な履修指導の資料としてのみでしか利用されておらず、成績評価や単位認定、単位の実質化においてGPA制度を組織的に活用する必要がある。」(基準5)

大学評価・学位授与機構(2011)によれば、「GPA制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階(例えばA, B, C, D及びF)で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度」と説明されている。本学では、一部の学部におけるCAP制度の履修上限単位数の緩和要件や、副専攻の認定条件にGPAが用いられているが、進級や卒業の判定にGPAは用いられていない。

学位の質を保証する意味でも、GPA制度本来の趣旨を踏まえたGPAの利用を検討する価値はあるだろう。ただし、次の②の実施が前提になる。

② 「成績評価の妥当性に関する事後的なチェック体制、模範解答の公表等が十分であるとはいえない。成績評価の客観性、厳密性を担保するための組織的な措置が必要である。」(基準5)

現在、本学には大学としての成績評価に対する定性的な基準(例えば、「秀」は「授業科目の目標を超えている」、「優」は「授業科目の目標に十分に達している」など)はあるものの、その判断基準は教員によればらばであり、学部・研究科レベルであっても統一の見解はない。実際、科目区分によって成績評価にばらつきがあり、学士課程では、「不可」の比率が高い科目区分や、7割近くが「秀」や「優」である科目区分もあり、大学院課程では、専門職学位課程を除いて、9割以上が「A」評価とする実態がある。また、成績評価の調整に加え、試験答案やレポートの返却、模範解答の公表等が組織的に行われているのは一部にとどまっている。

今後、成績評価の厳格化が大学に求められると予想されるが、それに適切に対応するためには、学生の学習成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)の明文化と厳格な成績評価の徹底、試験やレポート等のフォローに関する取組は必要不可欠になるだろう。

③ 「卒業生アンケートや就職先へのアンケート等において、コミュニケーション能力、問題解決能力、創造性、積極性等に課題があることが指摘でき、本学の理念である「自律と創生」に照らした教育成果は十分とはいえない。これらの能力を身につけるような教育内容や教育方法の工夫が必要である。」(基準6)

この問題は、本学に限った話ではなく、多くの大学で見られる。現在、本学でも、能動的学習や課題解決型学習を取り入れた授業も徐々に行われているが、より多くの学生がこのような授業を履修できるようにすること、またそれに適切に対応できるような教員の意識の醸成も必要になるだろう。

④ 「「自己点検・評価実施要領」を策定するなど、各組織における自己点検・評価の確実な実施に努めているが、改善のための評価が行われているとは言い難い。自己点検・評価に対する意識改革ならびに自己点検・評価能力の向上に向けた取組が必要である。」(基準9)

自己点検・評価の義務化(1999年)、国立大学法人評価及び認証評価の義務化(2004年)に関わって、自己点検・評価に係る業務負担が過大なものになっている。また、少なくとも本学においては、評価に係る書類作成だけのために自己点検・評価を行っている面も否めない。さらに、自己点検・評価の過程で作成される書類について、ポイントがずれていて評価項目に対する回答になっていなかったり、説明不足あるいは情報過多で必要十分な回答になっていなかったりする問題もしばしば見受けられ、適切な自己点検・評価の実施に課題を残している。

学校教育法で義務付けられているから自己点検・評価を行うという消極的な発想ではなく、大学評価の目的の一つである「改善のための評価」を念頭に、各組織が自己点検・評価を一連の業務にうまく組み込むことが重要である。また、このなかに改善状況のモニタリングを含めることも大切である。一方、全学レベルで行う自己点検・評価に関して、項目の精選、数値指標の利用等を通じて、自己点検・評価業務の軽量化についても考える必要がある。

なお、評価センターでは、平成24年度より各組織の評価担当者が適切に自己点検・評価を行えるように、評価内容等に関する説明会や、自己評価書の記載方法等に関する研修会を行っている。先述の課題は減少しつつあるが、まだ十分な水準にあるとはいえない。そ

の意味でも、より効果的な研修（FDやSD）の在り方について考えていく必要がある。

6. おわりに

本稿では、新潟大学が平成26年度に受審した大学機関別認証評価の過程で明らかになった以下の課題について報告し、その背景や今後の在り方等について考察した。

- ・大学院の入学定員充足率
- ・適切なシラバスの作成
- ・学生の学習時間
- ・教育の状況及び成果や効果を示すデータの提示
- ・成績評価の客観性、厳密性の担保
- ・学生のコミュニケーション能力、問題解決能力、創造性、積極性等を育む教育
- ・自己点検・評価に対する意識改革ならびに自己点検・評価能力の向上

これらのなかには、解決の方向が見えているものもあるが、まだ解決の方向がはっきり見えていない課題も少なくない。次回受審時までには、改善に向けた取組を行う（できればその成果が得られる）ことが重要である。それが本学の教育の質的向上にもつながると考えられるからである。

謝辞

自己評価書の作成にあたって、多大な貢献をした認証評価ワーキンググループと総務部企画課の各位、自己評価書を丁寧に読み込み、評価結果を作成いただいた評価委員、大学評価・学位授与機構の担当者に厚く御礼申し上げます。また、査読者から多くの有益なコメントをいただいたことに厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 大学評価・学位授与機構（2004，2011改訂）大学機関別認証評価 実施大綱。
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/hyouka/h_26/_icsFiles/afieldfile/2015/03/03/no6_1_1_taikou_d201503.pdf（2015年8月12日アクセス）
- 大学評価・学位授与機構（2011）高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）。
- 大学評価・学位授与機構（2013）大学機関別認証評価 自己評価実施要項（平成26年度実施分）。
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/hyouka/h_26/_icsFiles/afieldfile/2015/03/03/no6_1_1_youkou_d201503.pdf（2015年8月12日アクセス）
- 大学評価・学位授与機構（2015）平成26年度実施大学機関別認証評価評価報告書 新潟大学。
http://www.niigata-u.ac.jp/profile1/40_plans_020/H26ninsyo1.pdf（2015年8月12日アクセス）
- 新潟大学（2014）大学機関別認証評価 自己評価書。
http://www.niigata-u.ac.jp/profile1/40_plans_020/H26ninsyo1-jiko.pdf（2015年8月12日アクセス）
- 新潟大学大学教育委員会学生支援専門委員会（2011）学生生活実態調査報告書 平成22年度。
<http://www.niigata-u.ac.jp/education/pdf/h22jittai.pdf>（2015年8月12日アクセス）
- 新潟大学大学教育委員会学生支援専門委員会（2015）学生生活実態調査報告書 平成26年度。
<http://www.niigata-u.ac.jp/education/pdf/h26jittai.pdf>（2015年8月12日アクセス）
- 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会（2008）学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）。

2015年9月24日受理

† Takahiro Seki* : * University Evaluation Center, Headquarters for Management Strategy, Niigata University 8050, Ikarashi 2no-cho, Niigata City, Niigata, 950-2181 Japan